

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

令和7年9月17日

1 申請のあった年月日 令和7年9月10日

2 特定添付書類に記載された事項

(1) 法人名

特定非営利活動法人日本トータルコンディショニング協会

(2) 目的

この法人は、東洋医学、整体、カイロプラクティック、美容、エステティック、カウンセリング、スポーツその他、多様な民間療法及び健康療法等の枠に囚われない総合的かつ発展的な療術「トータルコンディショニング」（以下「TC」という。）を開発し、その普及・啓発・発展を図る事業を行うとともに、TCを行う者（以下「施術者」という。）の育成及び資格認定等に関する事業や、スポーツ関連事業及び介護サービス事業等を行うことにより、国民の健康の増進、スポーツの振興及び職業能力の開発に寄与することを目的とする。又、TCを必要とする、特殊技術を有するサービスを行う民間事業所を対象にした、事業所単位での普及、指導、事業所間での交流などにより、多目的な角度からTCの知識をより幅広い一般市民への浸透を目指し、社会へ寄与する目的とする。